日本共産党 山田こうじ議員

2021年11月京都市会 代表質問と答弁の大要 2021年11月30日



1、気候危機打開、温室効果ガス削減へ、思い切った緊急行動を

右京区選出の山田こうじです。日本共産党京都市会議員団を代表し質問します。 まず、気候危機について質問します。

COP26 に呼応して7日、京都市でも市民が呼び掛けた「石炭火電全廃・脱原発、再エネ拡大で産業革命前から気温上昇を1.5度未満に抑える目標実現を求める」アピール行動が行われました。集会でスピーチした青年は、出身地の福岡県八女市で体験した豪雨災害の恐ろしさを「運が悪ければ命を落としていた。すでに気候危機に直面している。今すぐ行動しないと取り返しがつかない」と強調されました。

今年8月に公表したIPCCの第6次評価報告書は、気温上昇がすでに産業革命前より1.1度上昇しているとしています。近年では豪雨災害が頻発し、猛暑も頻繁に起り、熱中症緊急搬送等、命が脅かされています。

産業革命前より1.5度未満に抑制するには、日本の CO2排出量を2030年に2013年より60%以上削減する必要があると国際環境NGOは指摘しています。ところが日本政府の CO2排出削減目標は 2013 年比わずか 46%です。世界の先進国は 50~68%の削減目標を掲げています。多くの環境団体やシンクタンクが、2030 年までの目標と計画を示しています。エネルギー消費を 20~40%減らし、再生可能エネルギーで電力を40~50%賄えば、CO2を50~60%程度削減できるとしています。

まず、石炭火力からの撤退が必要です。G7 各国は2030年迄を石炭火力発電の撤退期限としています。 COP26 では、石炭火力からの脱却を共通ビジョンに掲げ、計46ヶ国が賛同しました。主要経済国は30年代、それ以外の国は40年代に段階的廃止を目指しています。

ところが日本政府は、新たに石炭火力を9カ所も新設し2030年度の依存度は 19%とする計画です。日本における再生可能エネルギーの可能性は国内電力需要の5倍あり、導入が進む程価格は下がり、新設の発電コストを比較すると、太陽光発電が最も安く、火力発電は太陽光の3倍、原発は4倍ものコストです。再エネへの転換は、コスト削減と新たな雇用を生む成長産業です。

国のエネルギー政策を見直し、再生可能エネルギーへの転換が必要です。

COP26をうけて国に対し、①CO2 削減目標を引き上げること、②一度事故を起こせば取り返しのつかない環境破壊となる原発からは即時撤退すること、③世界の流れに逆行する石炭火力の新増設は中止し、30年代までに全廃するよう求めるべきです。

京都市の取り組みについて、国際環境非営利団体CDPが最も高いAランクの評価をしました。この評価に応える上でも「京都市地球温暖化対策計画」の、2013年度比40%以上の削減目標を60%以上削減に引き上げる事を求めます。

京都市は 2004 年に「京都市地球温暖化対策条例」を制定し、大規模な排出事業者を特定事業者として、 136 社から出された排出削減計画及び報告書を総合的に評価し公表する「事業者排出量削減計画制度」 を運用し成果を上げています。更なる削減のため、特定事業者 136 社の対象拡大を求めます。

また、建築物への再生可能エネルギー設備導入の義務等の対象を、2,000 ㎡以上の新築・増改築から 300 ㎡にまで拡大されました。新築・増改築についてはできる限りすべてを対象に対策をおこなうべきです。 今後、新築される住宅は CO2排出ゼロ住宅が求められます。 断熱化・省エネ化の為、再エネ発電設備等補

助金、断熱改修・遮熱改修補助金の拡充を求めます。市営住宅・公共建築物こそ CO2排出ゼロを求めます。

【答弁→岡田副市長】脱原発依存、脱炭素社会の実現は、京都市民の願いであり、今を生きる我々の責務であると認識している。本市では、原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の実現に向けて、平成24年3月の市会決議を重く受け止め、国に対してできる限り早期の全廃を求めている。本年3月には、日本で初めて脱石炭連盟に加盟し、脱石炭の必要性を積極的に働きかけている。

事業者対策としては、大規模事業者に続き、今年度、一定規模の事業用建築物を所有する約 1800 件の中小事業者に、エネルギー消費量等の報告、省エネ対策等に役立つ情報をフィードバックする制度を創設した。

新築建築物の脱炭素化にむけては、再エネ設備設置義務を拡大、強化したほか、省エネ、再エネの支援制度の見直し、再構築を検討している。「京都市公共建築物脱炭素仕様」を策定し、エネルギー消費が少ない公共建築物の実現を目指す。

京都議定書、IPCC京都ガイドライン誕生の地として、あらゆる政策を総動員し、市民、事業者の皆様との協働により、2030年度46%削減を目指していく。

2、消費税5%への引き下げ、インボイス制度の中止を

次に、消費税についてお聞きします。

2019年10月の消費税増税の結果、2019年10月から12月のGDPは年率換算で-7.1%と大きく落ち込み、加えて新型コロナ感染拡大の結果、2020年度のGDPは実質-4.4%で過去最悪となりました。東京商工リサーチによると、2020年に全国で休廃業・解散した企業数は、調査開始以降、最多の49,698件で前年比14.6%増え、京都府の休廃業も過去最多の790件となっています。

1989年に3%で導入された消費税は10%になる一方、消費税導入当時42%だった法人税は、約半分の23.2%に引き下げられ、高額所得者の最高税率も、消費税導入当時の税率60%が45%に引き下げられています。消費税収は1989年当時の3.3兆円から2021年には6倍の20.3兆円になる一方、法人税収は18兆円から半分の9兆円に、所得税収も21.4兆円から18.7兆円に減っています。

大企業や高額所得者の減税の穴埋めに使われていたのが消費税の正体です。本来の税の役割である 所得の再配分機能が失われ、消費税増税で格差が拡大しています。格差を是正し、コロナ禍で苦しむ国民 、零細事業者支援に最も簡素で公平な消費喚起策は消費税の減税です。世界では62ヶ国が消費税・付加 価値税の減税を実施しています。国に対し消費税を5%に引き下げるよう求めるべきです。

政府は、2023年10月からインボイス制度を実施する計画です。消費税の仕入税額控除の要件として、税務署の登録番号が記載されたインボイスがなければ控除が認められなくなります。フリーランスや個人事業主などの免税業者は、課税業者になるか、インボイスを発行できずに取引から排除されるかの選択が迫られます。小規模事業者、個人事業主やフリーランスを取引から排除し淘汰を推し進めるものです。

財務省は、インボイス制度を実施することで年間売り上げ1,000万円以下の零細な免税業者161万社が新たに課税業者となり2,480億円の増収との試算を示しました。1社あたり14万5,000円の負担増で零細な事業者は廃業に追い込まれかねません。

日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本税理士連合会、全国青年税理士連盟、全国青色申告会総連合など多くの団体が中止、延期の要望の声を上げています。営業破壊のインボイスは中止するよう国に求めるべきです。

【答弁→財政担当局長】消費税の引き上げは、あらゆる世代が広く負担を分かち合い、国・地方を通じた社会保障に要する財源を安定的に確保していくために行われたもの。 税率引き上げ分の税収は、介護、年金、医療、子育てなどの社会保障の増額に充てて おり、消費税の引き下げを国に求めることは考えていない。 インボイス制度は、軽減税率の実施に当たり、適正な課税を確保するため導入されたもの。事業者に配慮し、4年間の準備期間、6年間の経過措置が講じられる。国への協力のほか、商工会議所をはじめとする経済団体との連携を密にし、制度の周知徹底を図るなど、円滑な制度導入に向け取り組んでいく。

3、コロナ禍に見合う中小企業への補償を

次に、中小企業への支援についてお聞きします。

岸田政権が示した新たなコロナ対策給付金は、減収要件を 30%に緩和しましたが、コロナの影響を受けているすべての事業者が支援対象になっていません。支援額も、事業主向けの給付金は、持続化給付金の最大100万円から最大50万円になり、法人では最大200万円が、最大半分の100万円。250万円給付されるのは売り上げ5億円以上の限られた企業だけです。政府は対象期間を 11 月から来年3月までの5カ月分と説明していますが、最も苦しかった今年の1月から 10 月分が支援されません。コロナ影響を受けたすべての事業者に支援が届くようコロナ給付金の拡充を国に求めるべきです。

月次支援金では、事業実態を確認することなく「不備ループ」が続いています。莫大な事務委託費を使いながら、支援すべき事業者に届かず廃業するような事はあってはなりません。不備ループは、民間に事務委託していることが原因です。的確な審査で速やかに給付が届くよう、国に体制強化を求めるべきです。

日本で最初に中小企業振興基本条例を制定した墨田区では、区内中小企業等の現状を的確に把握し、 地域経済の改善に向けたさらなる支援策構築の基礎資料とするため、条例制定後に整備された「企業台 帳」に登録されている 8,149 社から、1,133 社を抽出して「新型コロナウイルスによる区内中小企業等への影 響調査」を実施しています。

調査結果に基づき分析し、個別企業へよりきめ細な支援を行っています。

墨田区には「すみだビジネスサポートセンター」があり、製造業、卸売業、小売業、サービス業など幅広い業種の企業を支援しています。何度でも無料で相談ができ、豊富な知識と経験をもった産業コーディネーターが、技術・経営課題の解決から今後の戦略策定まで総合的にアドバイスをしています。相談を待つだけでなく、積極的に訪問し支援しています。

こうした体制のもと、墨田区では、行政の支援を受けたと半数以上の企業が答え、大きな成果を上げていますが、区の担当部局はまだまだ不十分だと、コロナ禍のもと更なる体制強化をすすめようとしています。

自治体の規模から考えても、京都市ではこうし支援は区役所単位で行うことが有効です。コロナ禍の今こそ、区役所単位で実態を掴むにふさわしい規模の調査を行い、相談を待つだけではなく積極的に訪問し、中小・零細事業者の支援を行うべきです。

【答弁→産業・文化融合戦略監】中小企業等を下支えするため、これまでに総額 1,600 億円を超える補正予算を計上してきた。「再起支援補助金」や「応援金」などとともに、国等に対して必要な支援策の拡充等を要望してきた。国の経済対策で「事業復活支援金」など、支援策の拡充が図られた。月次支援金など、必要な方に支援が迅速かつ確実に届くように、国等に要望していく。

中小企業等の実態については、年4回の「中小企業等経営動向実態調査」や京都商工会議所における年間3万件の経営相談、地域企業未来力会議との連携等を通じて、きめ細かく把握し、施策に活かしていく。

4、実態調査を行い、商店街が求める支援を

商店街支援についてお聞きします。昨年6月に実施した京都市商店街緊急支援補助金は、京都市内 142 商店街の内 57 商店街が、感染症予防のための事業及び収益向上のための独自の取組が出来ず申請 されませんでした。右京区の商店街では花園共栄会等4商店街が申請されませんでした。花園共栄会は JR 花園駅に隣接した商店街ですが、都市計画道路葛野大路通り計画があり、将来移転しなければなりません。 20 店舗あった店も、昨年精肉店のご主人がご病気で廃業され、5 店舗になっています。

会員店舗の減少、会員の高齢化、来街者の減少等、商店街を取り巻く環境は厳しくなっていますが、お祭りや行事など商店街は地域のコミュニティの中心であり、どの店舗も地域になくてはならない存在です。

昨年末、三条太秦繁栄会が解散しました。解散しても、個人商店として営業を続けておられます。そのお店を頼りに暮らしておられる方もあり、こうした店が無くなれば、町も寂れます。

昨年実施した、京都市商店街緊急支援補助金も京都市商店街等消費喚起緊急支援事業補助金もこうした個人商店は支援からこぼれています。一つ一つの商店街、個人商店の抱える問題は様々です。悉皆調査の上、空き店舗対策や商店リフォーム助成等、活用しやすい適切な支援を求めます。

【答弁→岡田副市長】商店街は、まちの賑わい創出、安心・安全な買い物環境の提供、 さらに地域コミュニティの核として重要な役割を担っているが、会員数の減少等の課題がある。加えてコロナ禍により厳しい環境にあり、昨年度は商店街緊急支援事業を 実施、今年の9月補正予算では、プレミアム付商品券の発行などの補助制度を創設し た。想定を超える多くの申請があり予算の増額を行う。

個人商店に対しては、中小企業再起支援補助金により下支えする。商店街の支援に当たっては、昨年度、全商店街を対象とした現状や課題、コロナ禍による影響等のヒアリング調査を実施した。今後も引き続き、商店街や商店等のニーズをしっかりと把握しながら、必要に応じた支援を行っていく。

5、存続の危機に瀕する伝統産業への支援を

伝統産業への支援について伺います。

高度な技術や優れた意匠は、京都の伝統文化を支える大きな役割を果たしてきましたが、長期にわたり深刻な事態が続いています。京友禅の生産量は最盛期の1971年は1,652万反ありましたが、2020年には37万反と僅か2.2%です。10年前との比較でも半減しており、昨年はコロナ感染症拡大で前年度比26%の大幅減少です。50年以上彩色をされている職人さんは、友禅だけでは食べていけないために新聞配達のアルバイトをしながら続けておられます。かつては11人の職人さんを抱えておられましたが、今は夫婦2人で月に10万円ほどの売り上げしかならず、最低賃金以下の工賃です。板場友禅では1反2,500円の単価で、職人と2人で8面の板場をフル稼働すれば月160反できますが、それでも月の売り上げは40万円にしかなりません。今の仕事量は半分以下で到底生活できる単価ではありません。

多くの職人さんが、工賃だけでは生計が維持できず、アルバイトもしくは年金を足しにせざるを得ない実態です。これでは技術の継承もできず伝統産業が途絶えかねません。多くの職人さんが、「もうこの仕事はわしの代で終わり、京の伝統産業は消える」と仰っています。若いころから鍛錬し優れた技術を絶やすことがあってはなりません。

昨年実施された作り手支援事業補助金申請者アンケート調査結果では、90%以上の方が売り上げの減少と答え、原材料や道具類の価格の高騰、入手困難などと答えておられます。ギリギリの状態で売り上げが戻らなければ令和3年以降に廃業を検討すると答えた方が91%という極めて深刻な状況が明らかになりました。

アンケート結果から伝統産業従事者支援事業を実施し1,620件の申請があり追加補正で支援が拡大されています。京都市が組合を通じて把握されている、伝統産業従事者は15,000人ほどで、組合に入っておられない職人さんも少なからずおられます。支援から取り残されている実態があり、広くいきわたる支援が必要です。

昨年の伝統産業つくり手支援事業で「もう少し頑張ってみよう」と廃業を思いとどまられた方がいました。と

ころがその後、原油高が襲い原材料不足や高騰は一層深刻となっており、いままた廃業に追い込まれかねない事態となっています。伝統産業は京都市にとってなくてはならない産業です。廃業に追い込まれないための緊急の対策を求めます。

後継者問題も深刻です。伝統産業技術後継者育成制度の2箇年の支給額は上限40万円で、道具や資料購入、研修費程度にしかならず、令和2年度の実績は21人、決算額はわずか367万円と、現在の伝統産業の実態から見れば規模が小さすぎます。後継者育成制度の大幅拡大を求めます。

【答弁→市長】昨年度には、新商品開発を支援する「伝統産業つくり手支援事業」、今年度は条件や対象を拡大して「伝統産業従事者支援事業」を実施している。想定を4割近く上回る1,620件の申請をいただき総額3億円を超える予算を確保する。

また、後継者の確保には、若手職員への支援はもとより、売上げの拡大が重要である。現在のライフスタイルにあわせた商品開発、海外販路の開拓支援など、新たな需要拡大に取り組み後継者の確保や育成を図り、伝統産業の活性化に繋げていく。

6、高すぎる国保料の軽減、自営業者に傷病手当の創設を

次に、国民健康保険について伺います。

今から 45 年程前、私が民主商工会の事務局員として働き始めたころ、鮮魚店を営む30代の男性が配偶者と2人の幼い子どもを残して癌で亡くなりました。体調が優れない様子に、病院での受診を勧めていましたが「店を閉めれば家族が暮らしていけない」と受診されず、受診したときにはすでに手遅れでした。国保に傷病手当があればこんな悲劇は起こらなかったはずです。

コロナ感染症関連で国保加入者の被用者に傷病手当が支給されることになりましたが、自営業者には支給されません。

「同じ国保でも傷病手当は被用者のみなので、加入者間の公平を図るため」と埼玉県深谷市では一律20万円の一時金制度を設けています。一律支給する制度や前年所得・もしくは営業収入に一定の率をかけて算出する額を支給する制度を設けた自治体は合計 18 自治体あります。国に傷病手当制度の創設を求めるとともに、京都市でもせめてコロナ関連の傷病手当を自営業者に支給する制度の実施を求めます。

国保は加入者の大半が年金生活者や非正規労働者で低所得であるにもかかわらず、4人世帯の場合、同じ年収の協会けんぽの2倍の保険料となっています。全国知事会・全国市長会・全国町村長会など、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高くなる構造問題を解決するため公費投入を国に求め続けています。

均等割・平等割という他の医療保険にはない人頭税制度が高額の要因です。公費 1 兆円を投入し均等割・平等割をなくせば、国保料を協会けんぽ並みにできます。均等割・平等割なくせる様、国に対し公費負担を増やすし高すぎる国保料を引き下げるよう求めるべきです。

厚生労働省はコロナ感染が拡大する中、発熱など症状がある方について資格証明書を保険証とみなし取り扱うことを通知しています。これを受け、名古屋市は国民健康保険資格証明書については「原則発行しない」としました。お金の心配なく受診できることこそ重要です。資格証明書の発行は止めるべきです。

【答弁→保健福祉局長】自営業者の方に対しては、国における支援や本市独自の支援である「中小企業等再起支援補助金」や上乗せの「応援金」などを活用できるため、 傷病手当金の対象は国の基準通りとしている。

資格証明書の交付は、負担の公平性を確保する観点からも、やむを得ないものと考えている。医療を受ける必要性が生じ、医療費の支払いが困難である場合には、緊急的に短期被保険者証を交付している。

国保は、加入者の年齢構成が高く、医療費が高いこと、低所得者が多いという構造

的な問題を抱えており、非常に厳しい財政運営を余儀なくなれている。国に対して医療保険制度の一本化とそれが実現するまでの間の財政措置の拡充を求めてきている。

7、仁和寺門前ホテル建設計画は中止せよ

最後に、仁和寺門前ホテル計画について伺います。

事業者による意見照会の対象とされている周辺住民約 200 軒超ありますが、地元の皆さんは、昨年 2 度独自に訪問し、個別に意見を聴取されました。昨年11月の訪問で88件と対話ができ、その内約 70 %が建設計画に反対であることが明らかになりました。ホテル建設の大前提である地元合意が在りません。

歌手の加藤登紀子さん、映画監督の土橋亨さん、広原盛明元京都府立大学学長をはじめ 8 名の方が、アピールを出されました。「仁和寺周辺は世界文化遺産の緩衝地帯であり、古都保存法の「歴史的風土保存地区」にも指定されています。こうした地域での特例による緩和など論外ではないでしょうか」と指摘し「美しい景観は、誰もが等しく得られるものです。住民の暮らしと共にある風景こそ、京都の魅力ではないでしょうか」と、世界文化遺産仁和寺門前ホテル計画の見直しを求めています。

また、京都弁護士会会長名で、市長あてに意見書も出されています。「第一種住居地域における住居の環境を害する恐れがない」との要件を満たすとは言えないとして、特例許可は行うべきではないとされています。

さらに、大阪・京都の弁護士 51 名が「共立メンテナンスによる有価証券報告書の虚偽記載に関する調査要請」を提出しています。

要請書では「共立メンテナンスが上質宿泊施設の事業者選定後、不当労働行為により命令を受け、京都市より入札停止措置を受けたことが明らかとなった事から、京都市が今回のホテル計画に選定したことに疑問の声が上がっています。この問題にとどまらず、共立メンテナンスが有価証券報告書に虚偽記載を行っているという問題を引き起こしていることが新たに判明した」と厳しく指摘されています。

京都市の対応は、「弁護士有志からの要請は承知しているが、要請の内容など詳細は承知していない。有価証券報告書は関係法令に基づいており、監査法人の監査を経て国に提出したもの」と全く不誠実な対応でした。さらに、大阪府労働委員会は共立メンテナンスを10月14日にも、守口市の学童保育所の指導員を、一年契約の雇用契約を結び指導員10人を雇止めにしたことは不当労働行為に当たると認め、職場復帰させるなど救済措置をとるよう命令し11月14日には確定しました。京都市自身が2度にわたり選定事業者を指名停止にしているではありませんか。

大前提の住民合意もなく、世界文化遺産の緩衝地帯である仁和寺門前のホテル計画は中止すべきであり、上質宿泊施設誘致制度は廃止すべきです。少なくとも上質なおもてなしを提供できるどころか不当労働行為を繰り返す業者の選定は撤回すべきこと求めて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【答弁→観光政策監】上質宿泊施設誘致制度は、宿泊施設の立地が制限されている区域において、地域と事業者双方にとってよりよい施設となるよう支援するもの。本計画の事業者は、地域の皆様からの様々なご意見を計画に反映させるなど、丁寧な協議や意見調整に取組み、周辺住民の皆様との合意形成が図られているところ。

(不当労働行為については)事業者から解決に向けた取組の報告を受けるとともに、安定した雇用の創出に貢献すること等も確認できているため、上質宿泊施設候補としての選定に問題はない。計画地は、景観の保全について、風致地区等による厳しい基準が設けられており、今後、美観風致審議会での審議など、専門的な観点からしっかり検証していく。引き続き、上質宿泊施設誘致制度の運用に取り組んでいく。